

紹介

○松田玄白・高野長英

吉田三郎著

昨年來北海出版社に於て計畫せられ逐次刊せられつゝある叢書「日本教育家文庫」本の一編として執筆せられしもの、嚮に公にされた中村直勝氏の「北畠親房」などゝその型を同じくするものである。惟ふに親房の場合に於てもさうであつたやうに玄白や長英を以て教育家の列に加へることは、そのこと既に教育といふことに對する一つの新しい見解を表明するものといふべく、即ち著者に於て所謂教育家なるものは實に職業的進學者に限られることなく、廣く自ら眞理を愛し之を求めて倦まず、よく事物の本末を明かにし時世の要求を洞察して眞に國民の進歩に貢獻するところあるものを意味するものと解せられる。従つてその敘述も玄白や長英の所謂教育家としての一面に固執することなく、廣くその時代の背景の上にその生立より始めてその修學の努力と困難を述べ終身新しい實學としての蘭學の興隆に一身を犠牲にして顧みなかつたその全生涯に及び、その間自ら秀れたる教育家としての佛を表はさうとしてゐる。叢書としての限られた紙幅の故にその記述は傳記として必ずしも十分詳密なりと稱するをえないが、

平明なる行文の中によく兩人の理想とその情熱とを再現してそこに自ら現代教育への示唆をも含むところ少くない。この書自らも亦教育的著作といふべきであらう。(四六版二二〇頁口繪二葉、東京・札幌北海出版社刊定價一・二〇)(柴田)

○推古美術の諸問題 「夢殿」第十七冊

大和法隆寺村に居を占め、日本佛教藝術の研究に畢生の努力を致さるゝ佐伯啓透氏は、先年以來、歴史と美術の冊誌として『夢殿』を發行し、主として法隆寺研究に中心を置きながら延いて弘く佛教藝術の研究に關する學界諸星の諸論考を編輯刊行せられつゝあるが、今回、其の第十七冊として、表記の一冊を公刊せられた。とりあへず其の收載目錄を掲げる。

- | | |
|-------------------|-------|
| 日本藝術精神史上に於ける中宮寺本尊 | 植田 壽藏 |
| 法隆寺金堂藥師如來像に就いて | 望月 信亨 |
| 百濟觀音の新研究 | 内藤藤一郎 |
| 玉虫厨子密陀繪の表現形態 | 中井宗太郎 |
| 止利佛師に關する考察 | 野間 清六 |
| 我觀天壽國續帳史 | 明石 染人 |
| 推古佛の諸問題 | 佐藤 虎雄 |
| 推古佛如來立像に就いて | 矢代 幸雄 |
| 飛鳥彫刻の様式に就いて | 源 豐宗 |
- 其他、例によつて極めて豊富にして且つ鮮明なる口繪寫眞を約三十葉を添へたもので、其の和木仕立の裝幀から、何となく典雅な風味が流れて居る。

以上各篇、何れもそれ／＼に新しい見地に立つた論旨を鋭い筆致を以て、吾人に推古美術の再認識を要請し、既得の智識を是正せん事を要求する底のものである。従つてその何れに就いても要旨を紹介すべきものであらうけれども、特に吾人の間に深く感銘を與へた野間氏の「止利佛師に關する考察」を摘記して、紹介の責を果す事にしたい。

野間氏は、止利佛師に關する一つの試論であるとの前提を以て次の様な事を論ぜられた。

第一に、止利佛師の家を、「鞍作」と呼んだのは、恐らく彼の家が、元來からの佛師として我國に止住したのではなくして、やはり其の姓の通りに「鞍作」であつたのではないか。彼の馬の背と人の股との間に生ずべき複雑極りなき多種多様の曲線を作り出す技能は、よく佛像の反轉極りなき衣紋を作り得たのであらう。而して彼等が佛師として我國に流來した人々でなかつた事のために大陸にて完成の極地に達した北魏式の佛像を、日本に於ては、新來のものとして新しい方向への完成を達したのである。止利が既成佛工でなかつたから、造藝工としての作家感から造佛を取扱つた爲に、完成體の更に完成が遂行されたのである。——といふのであつて、論旨を進める技術の上に少しく無理があるやにも思はれるけれども、問題の狙ひ所は、賛意を表し得るものと思ふ。

〔日本綴半紙版一五〇頁。法隆寺村鶴故郷舎發行、定價二〇〇〕(中村)

○日本憲法制定史講

渡邊幾治郎著

本書の著者渡邊幾次郎氏は、既に退官されて居るが、帝室編修官の職にあり、其の論著は既に數多く雜誌新聞紙上に發表されて居り、其の學的經歷に就いては今改めて云ふを要しないであらう。序言に依れば、從來新聞雜誌紙上に發表した多くの論著の中より明治史關係の論文を中心として、是に改訂を加へて編纂したもので、其の論文は憲政史に關するものが多いから「日本憲法制定史講」の名を付した。尙著者は、憲政史其の他の諸問題に對しては、是を明治史の一部として觀察し、國史の歸結とし、發展として觀ると、其の立場を明にし且つ、老來、時事に對して杞憂なき能はず、時に感慨憤激の餘り、過去の歴史人物に對し、或種の批判を下し、或は譏刺褻侮を寄せや、もすれば、所謂、史家の領域を踏み越えたことがあるかも知れない。乍然現在の多くの史家は餘りに客觀的と云ふ事に囚はれ過ぎてゐる爲、歴史が徒に過去の物となり、現在と没交渉になつたのではなからうかと云つて居る。果して著者の此の立場並に研究方法に就いては尙論議の餘地はあるであらうが、明治初年の我國の重大事たる憲法史に關する物を數多く所載せる本書が、國體明徴の叫ばるゝ現代に於て、刊行せられた事は、眞に意義ある事であり、本書によつて我國憲法制定當時の事情並に當時の國體思想を伺ふ上に於て好個の論著と云ふを得るであらう。